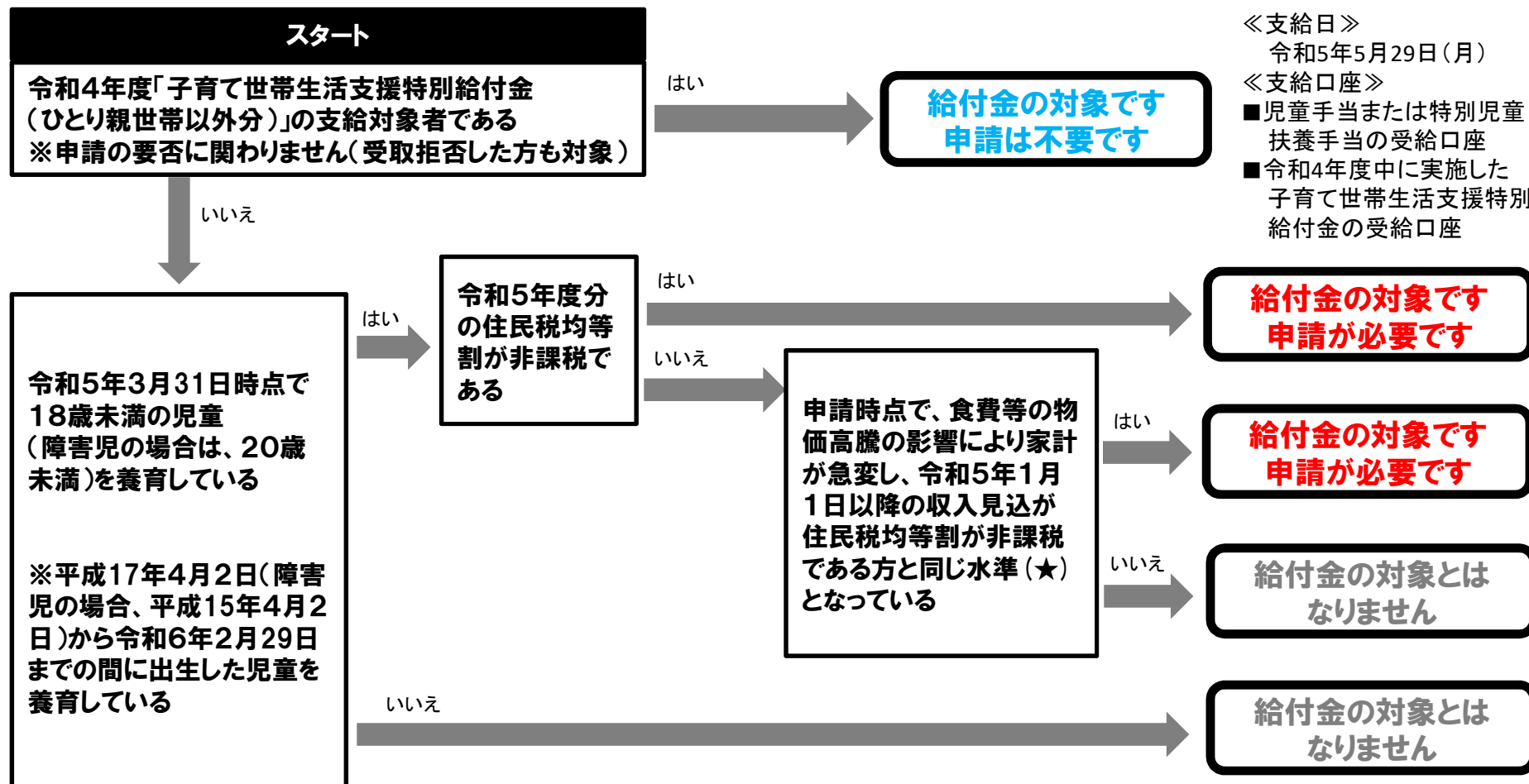


# 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)対象区分等確認フローチャート

給付金の対象となるかどうかは、ご家庭の状況によって異なります。  
 このフローチャートでご確認のうえ、必要な申請をしてください。支給額は対象児童1人あたり5万円です。  
 ※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)で対象となった児童については、支給対象になりません。



《支給日》  
令和5年5月29日(月)  
 《支給口座》  
 ■児童手当または特別児童  
 扶養手当の受給口座  
 ■令和4年度中に実施した  
 子育て世帯生活支援特別  
 給付金の受給口座

★「収入見込が住民税均等割が非課税である方と同じ水準」とは、世帯人数に応じて、申請者及び配偶者等の年間収入額がいずれも以下の表の限度額を下回ることをいいます。

世帯人数	家族構成例	非課税相当収入限度額	世帯人数	家族構成例	非課税相当収入限度額	世帯人数	家族構成例	非課税相当収入限度額
2人	夫(婦) 子1人	1,560,000円	5人	夫婦 子3人	3,057,000円	8人	夫婦 子6人	4,438,000円
3人	夫婦 子1人	2,057,000円	6人	夫婦 子4人	3,557,000円	9人	夫婦 子7人	4,875,000円
4人	夫婦 子2人	2,557,000円	7人	夫婦 子5人	4,000,000円			